

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(平成29年6月9日条例第4号)

平成29年度税制改正に伴う地方税法等の一部改正に伴い、市税条例の規定整備を行いました。改正の概要は以下のとおりです。

1 条例改正の概要

(1) 個人の市民税

ア 所得割の税率の改正

県費負担教職員の給与等の負担事務等が都道府県から指定都市へ移譲されることに伴い、本市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る個人の市民税について、平成30年度以後の各年度分の所得割の税率を8%（現行6%）に引き上げる。（第27条の3関係）

【参考】個人住民税の所得割の税率の見直しに係る地方税法の改正の概要

指定都市に住所を有する者の個人住民税所得割の税率について、道府県民税は2%（現行4%）、市民税は8%（現行6%）とする。

区分	現行	改正案
市民税	6%	8%
府民税	4%	2%

イ 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例の適用停止期限の延長

所有期間が5年以下である土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例について、適用停止期限を平成32年3月31日まで3年延長する。（附則第17条の6関係）

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例の延長

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例について、適用期限を平成32年度まで3年延長する。（附則第18条の2関係）

エ 非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）の創設に係る所要の措置

平成31年度から、少額からの積立・分散投資を促進するため、累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置が設けられることに伴い、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとし、現行の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と選択して適用できることとする。（附則第19条の3の2関係）

【参考】非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）の概要

	積立NISA	(参考) 現行NISA
実施時期	平成31年度分から	平成25年度分から
非課税投資額等	年間投資上限額 40万円、非課税期間 20年	年間投資上限額 120万円（平成27年までは100万円）、非課税期間 5年

(注) 現行NISAと積立NISAのいずれも、非課税の対象となる所得は、非課税口座内の上場株式等に係る配当、譲渡益であり、積立NISAは、現行NISAと選択して適用できる。

(2) 固定資産税及び都市計画税

ア 地域決定型地方税制特例措置（通称「わがまち特例」）の導入

次の（ア）から（ウ）までの課税標準の特例措置について、国の示す割合を参酌して一定の範囲内において特例割合を条例で定める「わがまち特例」が導入されたことを受け、

以下のとおり特例割合を定める。(第44条及び附則第7条関係)

(ア) 及び (イ) については、保育施設の普及を促進するため、(ウ) については、都市公園等の整備を促進するため、国の示す割合よりも高い軽減割合を導入する。

(ア) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業等の用に供する固定資産

対象資産	① 家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産 ② 居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産 ③ 事業所内保育事業(利用定員が5人以下)の用に供する家屋及び償却資産
わがまち特例の内容	固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合について、1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合とする。(現行、法により1/2)
本市で定める特例割合	1/3(国の示す参酌割合より高い軽減割合)

(イ) 企業主導型保育事業の用に供する固定資産

対象資産	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産
わがまち特例の内容	最初の5年度分に限り、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合について、1/2を参酌して1/3以上2/3以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	1/3(国の示す参酌割合より高い軽減割合)

(ウ) 新たに緑地管理機構が設置する一定の市民公開緑地(仮称)の用に供する土地

対象資産	都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置された一定の市民公開緑地(仮称)の用に供する土地
わがまち特例の内容	最初の3年度分に限り、固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合について、2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合	1/2(国の示す参酌割合より高い軽減割合)

イ 地域決定型地方税制特例措置(通称「わがまち特例」)の廃止

「わがまち特例」が導入されていた次の(ア)及び(イ)の課税標準の特例措置が廃止されたことを受け、特例割合の規定を削除する。(附則第7条関係)

(ア) 都市再生特別措置法に規定する備蓄倉庫

対象資産	平成29年3月31日までに締結された都市再生特別措置法上の管理協定に係る備蓄倉庫
わがまち特例の内容	固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例割合について、2/3を参酌して1/2以上5/6以下で市町村の条例で定める割合とする。
本市で定める特例割合 (平成26年5月市会における改正内容)	2/3(国の示す参酌割合と同じ)

(イ) ノンフロン製品

対象資産	平成26年4月1日から平成29年3月31日までに取得された自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器(CO2ショーケース, 空気冷凍システム等)
わがまち特例の内容	固定資産税の課税標準の特例割合について、3/4を参酌して2/3以上5/6以下で市町村の条例で定める割合とする。

本市で定める特例割合 (平成26年5月市会における改正内容)	3/4 (国の示す参酌割合と同じ)
-----------------------------------	-------------------

ウ 災害に関する税制上の措置の創設

固定資産税及び都市計画税について、次のとおり軽減措置を設ける。(第44条の3, 第44条の4及び第218条の2関係)

	内容
①被災代替家屋の特例措置	災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして市長が認めるものを取得等した場合、当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税額について、4年度分、1/2に減額する。
②被災代替償却資産の特例措置	災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして市長が認めるものを取得等した場合、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準について、4年度分、1/2に軽減する。

※ 上記の特例措置は、平成28年4月1日以後に発生した災害について、本市が被災者生活再建支援法の対象となった場合に適用される。

(3) 軽自動車税

ア グリーン化特例(軽課)の重点化及び適用期間の2年延長

軽自動車税のグリーン化特例(軽課)について、次のとおり対象を重点化したうえで2年間延長し、平成29年度及び平成30年度に取得した3輪以上の軽自動車について、取得の翌年度分の軽自動車税を軽減することとする。(附則第16条の5関係)

対象車		軽減率
現行	改正案	
電気自動車及び天然ガス自動車		75%軽減
2020年度基準+20%達成車	2020年度基準+30%達成車	50%軽減
2020年度基準達成車	2020年度基準+10%達成車	25%軽減

イ 自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置

自動車メーカーの不正に伴う軽自動車税の不足税額について、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する措置を講ずる。(附則第17条関係)

(4) 事業所税

企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の創設に係る所要の措置

平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が行う一定の保育事業(企業主導型保育事業)の用に供する施設に係る事業所税について、課税標準を4分の3控除する措置が講じられることに伴い、従業者割(注)の課税標準の特例措置に関する規定を設ける。(附則第20条関係)

(注) 従業者割…従業者給与総額を課税標準とするもの

(5) その他

その他必要な規定整備を行う。

2 施行期日

(1) 上記2(1)ア「所得割の税率の改正」

平成30年1月1日

(2) 上記2(1)イ「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税を重課する特例の適用停止期限の

延長」，上記2(1)ウ「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税を軽減する特例の延長」の改正，上記2(2)(ア(ウ)を除く。)，上記2(3)及び上記2(4)の改正

公布の日

(3) 上記2(1)エ「非課税累積投資契約に係る非課税措置（積立NISA）の創設に係る所要の措置」の改正

平成31年1月1日

(4) 上記2(2)ア(ウ)「新たに緑地管理機構が設置する一定の市民公開緑地（仮称）の用に供する土地」の改正

市規則で定める日

(5) 上記2(5)の改正

公布の日等

(参照)

現行の京都市市税条例（抄）

(所得割の税率)

第27条の3 所得割の額は，課税総所得金額，課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に，100分の6を乗じて得た金額とする。

2 (略)

(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準の特例)

第44条 法第349条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は，前2条の規定にかかわらず，法第349条の3に定める額とする。

附 則

(固定資産税等の課税標準の特例)

第7条 法附則第15条又は第15条の3の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は，第42条から第44条まで又は第216条第1項の規定にかかわらず，法附則第15条又は第15条の3に規定するところによる。この場合において，次の各号に掲げる規定に規定する条例で定める割合は，当該各号に掲げる割合とする。

(1) 法附則第15条第2項第1号 3分の1

(2) 法附則第15条第2項第2号，第3号及び第33項第2号 2分の1

(3) 法附則第15条第2項第7号及び第40項 4分の3

(4) (略)

(5) 法附則第15条第33項第1号，第36項及び第39項 3分の2

(6) 法附則第15条第42項 5分の4

2 (略)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条の5 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第70条の規定の適用については，当分の間，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3,900円	4,600円
第70条第2号ウ(ウ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円

	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

- 2 法附則第30条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	1, 000円
第70条第2号ウ(ウ)	6, 900円	1, 800円
	10, 800円	2, 700円
	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

- 3 法附則第30条第4項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	2, 000円
第70条第2号ウ(ウ)	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第5項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第70条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第70条第2号ウ(イ)	3, 900円	3, 000円
第70条第2号ウ(ウ)	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

- 第17条の6 当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第27条第1項及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額(法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。)に対し、同項に規定するところにより、市民税の所得割を課する。

2～3 (略)

- 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等(法附則第33条の3第6項に規定する土地の譲渡等をいう。)が平成10年1月1日から平成29年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第18条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項前段に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項前段に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額（法附則第34条第4項前段に規定する課税長期譲渡所得金額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対して課する市民税の所得割の額は、法附則第34条の2第4項に規定するところによる。

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。

3 （略）

（事業所税のうち資産割の課税標準の特例）

第20条 法附則第33条の規定の適用を受ける事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、同条に規定する各事業年度分又は各年分に限り、第190条の規定にかかわらず、法附則第33条に規定するところによる。